

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日

2. 課題

- ・ 部門によって残業時間が多く、離職につながっている。
- ・ 有給休暇の取得率が低く、部署によって取得にバラつきがある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1

全職員の有給休暇取得日数を年間10日以上とする。

【実施時期・取り組み内容】

2025年6月～ 時間単位の有給休暇取得が出来るように就業規則の改定の素案を策定し、経営委員会に提出する。

2026年4月～ 時間単位の有給休暇取得施行予定。

2027年4月～ 全職員の有給休暇取得率を集計し、取得率の低い部門へのヒアリングを実施する。

2028年4月～ 前年度の問題点と課題を、所属長と共有し、今年度の改善を図る。

2029年4月～ 前年度の問題点と課題を、所属長と共有し、今年度の改善を図る。

目標2

月の残業時間を10時間以内とする

【実施時期・取り組み内容】

2025年4月～ 部門ごとに業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。

2026年4月～ 部門ごとの業務効率化計画に進捗業況を調査し改善策を検討する。

2027年4月～ 残業の多い部門へのヒアリングを実施し、問題点を検討し改善を図る。

2028年4月～ 残業の多い部門へのヒアリングを実施し、問題点を検討し改善を図る。

2029年4月～ 残業の多い部門へのヒアリングを実施し、問題点を検討し改善を図る。